

放課後KIDSルーム馬橋北小学校及び放課後KIDSルーム六実第三小学校

1 評価方法

- (1) 評価は、「松戸市地域放課後児童支援事業運営事業者審査会設置要綱」に定める審査会委員で行う。
- (2) 審査会委員は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、下記の項目について、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価を行う。
- (3) 各審査会委員に配分される評価点は1人あたり200点満点とする。

2 評価基準

	評価項目	評価の視点	重要度	配点	評価段階					採点	
					特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている		
基本理解	1 全体計画	新放課後子ども総合プランや本事業の趣旨や課題等に対する理解があり、具体的で実現可能な提案かどうか。	B	15	15	12	9	6	3		
	事業実施についての提案	2 学習支援についての提案	放課後KIDSルームの平日における主な活動である学習活動について、その支援方法が具体的に記載され、実現可能かどうか。	A	20	20	16	12	8	4	
		3 長期休業中等の体験プログラムについての提案	学校の長期休業中等における体験活動について、実施プログラムの計画と実施方法が具体的に記載され、実現可能かどうか。		20	20	16	12	8	4	
		4 一体型実施についての提案	新放課後子ども総合プランや仕様書に示されている放課後児童クラブとの一体型の実施について、各放課後児童クラブとの連携を含め、具体的に記載され、実現可能かどうか。		20	20	16	12	8	4	
		5 実施小学校との連携	実施小学校2校との連携について、各校の特色を踏まえ実施方法が具体的で、実現可能であるか。		20	20	16	12	8	4	
		6 地域との連携	地域の協力者(人材)の確保や活用、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行うための、地域との連携方法が具体的で、実現可能であるか。		15	15	12	9	6	3	
実施体制	7 事業管理者(コーディネーター)の配置	事業管理者の役割(スタッフの指導・監督、事業運営の進行管理)及びコーディネーターの役割(学校や地域、放課後児童クラブとの連携、長期休業中等の特別活動プログラムの企画等、事業の総合的な調整(事業管理者との兼務可))を理解し、適切な人材配置を行うことができるか。	A	20	20	16	12	8	4		
	8 支援スタッフの配置	学習活動のサポートができる者として、教員免許を持つ者、学習塾等の講師や家庭教師の経験がある者等を常時3名以上配置する等人材確保、適切な配置を行うことができるか。		15	15	12	9	6	3		
運営管理	9 運営管理体制	災害・事故時に現場と法人本部が連携して迅速な状況確認のもと、速やかに学校や市と連絡が可能な体制を含め、業務を円滑かつ安定的に運営するにあたっての事業管理者(コーディネーター)及びスタッフを含む本業務全体に関わる人員体制が明確に記載されているか。また、災害・防災に係る計画や新型コロナウイルス感染症予防対策が具体的に記載されているか。	B	15	15	12	9	6	3		
事業実績	10 子どもに関する事業の実績	円滑な本事業実施のために、過去3年以内に地域放課後児童支援事業(放課後子ども教室等)もしくは放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ等)の運営業務を履行した実績(自治体名、業務内容、結果(成果)、評価)を有しているかどうか。	B	15	15	12	9	6	3		
事業者理念	11 法人運営方針等の適性	運営法人事業計画書等に記載された、法人全体の運営方針や活動方針が、本事業を行うにあたって適性なものであるか。	B	15	15	12	9	6	3		
事務局採点	12 見積額の妥当性	見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は、次のとおりとする。 (6+4×[1-(見積額÷提案限度額)]) ※小数点以下は四捨五入	C	10	10	8	6	4	2		
合 計				200	200	160	120	80	40	0	

3 選考方法

- (1) 審査会委員6名の評価点を合計した結果、最も高い者を優先交渉権者、次に優れた提案を行った者を次点者として選定する。
- (2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、これも複数となる場合には、審査会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が配点合計の6割(720点)に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。